委 託 名:長崎県公舎建築物及び建築設備点検・外壁打診調査業務委託(壱岐地区)

履行場所:小世帯公舎、永田公舎、庄公舎B棟、庄公舎C棟、深田公舎 I棟、深田公舎3棟

委託期間:令和7年12月12日~令和8年3月13日まで

1. 点検対象建築物の概要 別紙「点検対象一覧表」のとおり

2. 点検項目

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築物及び建築設備点検並びに外壁打診調査

3. 点検の内容及び方法

① 建築物の点検

建築物の点検内容、方法及び結果の判断基準は、建築基準法施行規則第5条の2に基づき、平成2 0年3月10日国土交通省告示第 282 号による。ただし、調査に支障をきたす障害を発見した場合は 県に相談の上、調査方法を変えられるものとする。

② 建築設備の点検

建築設備の点検内容、方法及び結果の判定基準は、建築基準法施行規則第6条の2に基づき、平成20年3月10日国土交通省告示第285号による。なお、点検対象設備の数量は別紙「点検対象一覧表」を参考とする。

③ 外壁打診の調査

建築物の外壁タイル等については、剥落の有無等を確認するため、手の届く範囲の打診ならびに双眼鏡等による目視を行うとされているが、施工後10年を超えた場合には、外壁の全面打診等が求められている。ただし、調査に支障をきたす障害を発見した場合は県に相談の上、調査方法を変えられるものとする。なお、外壁打診の対象公舎は別紙「点検対象一覧表」を参考とすること。調査方法は、テストハンマーによる全面打診とする。高所部分は交通誘導員を配置して高所作業車を使用する。また、高所作業車の進入が不可能で打診調査が出来ない場合は足場を組み立てる。12m程度の高所作業車や足場から届かない場所は赤外線調査を行うこと。

4. 業務計画書

受注者は、請負業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を壱岐振興局総務課に提出し、承諾 を得ること。

5. 点検者の名簿

- ① 受注者は、点検者の氏名及び資格等の名簿を発注者に提出すること。なお、その際、資格証書の写しを提出すること。
- ② 県は、点検者が委託業務を実施するのに著しく不適当と認められるときは、その理由を示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

6. 報告書の提出及び検査

受注者は、委託業務終了後、次の書類を発注者に提出の上、検査を受けること。

- ① 報告書は、建築基準法施行規則第5条第3項及び第6条第3項に規定された報告書様式を準用して作成すること。また、報告書には平成20年3月10日国土交通省告示第282号、平成20年国土交通省告示第285号及び平成28年国土交通省告示第723号で定める検査結果表を添付すること。
- ② 報告書は、製本し(A4版紙ファイルもしくはチューブファイルを表紙とする。)2部提出とする。電子データをCD等に保存しI部提出とすること。
- ③ 業務実施状況写真
- ④ その他発注者が必要と認め提出を求めた書類

7. 通知義務

受注者は、次の場合発注者に連絡又は報告すること。

- ① 点検者に事故があったとき。
- ② 負業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。
- ③ 設備の重大な異常を発見したとき。
- ④ 設備点検中等に施設の破損、汚損等を発見したとき。
- ⑤ その他必要と思われる事項。

8. 現場管理

- ① 受注者は、請負業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- ② 受注者は、請負業務の実施に伴う点検者の疾病、損害、その他事故等については、原因の如何に関わらず責任を負うこと。